

坂出市環境基本計画【概要版】

1. 計画の基本的事項

(1) 計画改定の趣旨

坂出市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は坂出市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づく地域の環境に関する総合計画であり、環境基本条例の基本理念を具体化するため、計画の推進主体とその役割、将来の具体的目標、目標実現のための施策などを定めた本市の環境施策の方向性を示すものです。

本市は、平成15年に環境基本条例を制定し、これに基づき平成19年3月に最初の環境基本計画（計画期間：平成19～27年度）を策定しました。その後、平成28年3月には、施策の評価と地球温暖化対策・循環型社会の動向を踏まえ、計画を改定しました（計画期間：平成28年度～令和7年度）。

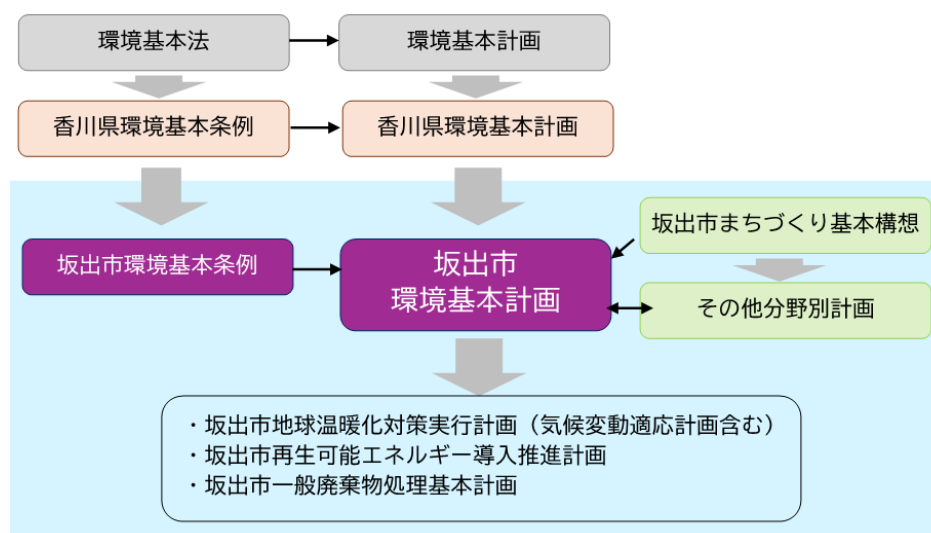
しかし、その後、計画記載資料データが古くなってきたことや、令和3年9月の「ゼロカーボンシティ宣言」表明など市の状況が変化してきたことを踏まえ、目標年次前の令和4年度に中間見直しを実施しました。

さらに、令和6年3月には「坂出市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編・気候変動適応計画）」を策定し、令和12年度に温室効果ガスを平成25年度比51%削減する目標を掲げ、取組を進めています。

このような状況を踏まえて、前計画の令和7年度での計画期間終了に伴い、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「坂出市まちづくり基本構想」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、本市が策定する他の個別計画や事業等に対して、環境の保全および創造に関する総合的で長期的な目標と施策の基本的方向を定めるものです。



環境基本計画の位置づけ

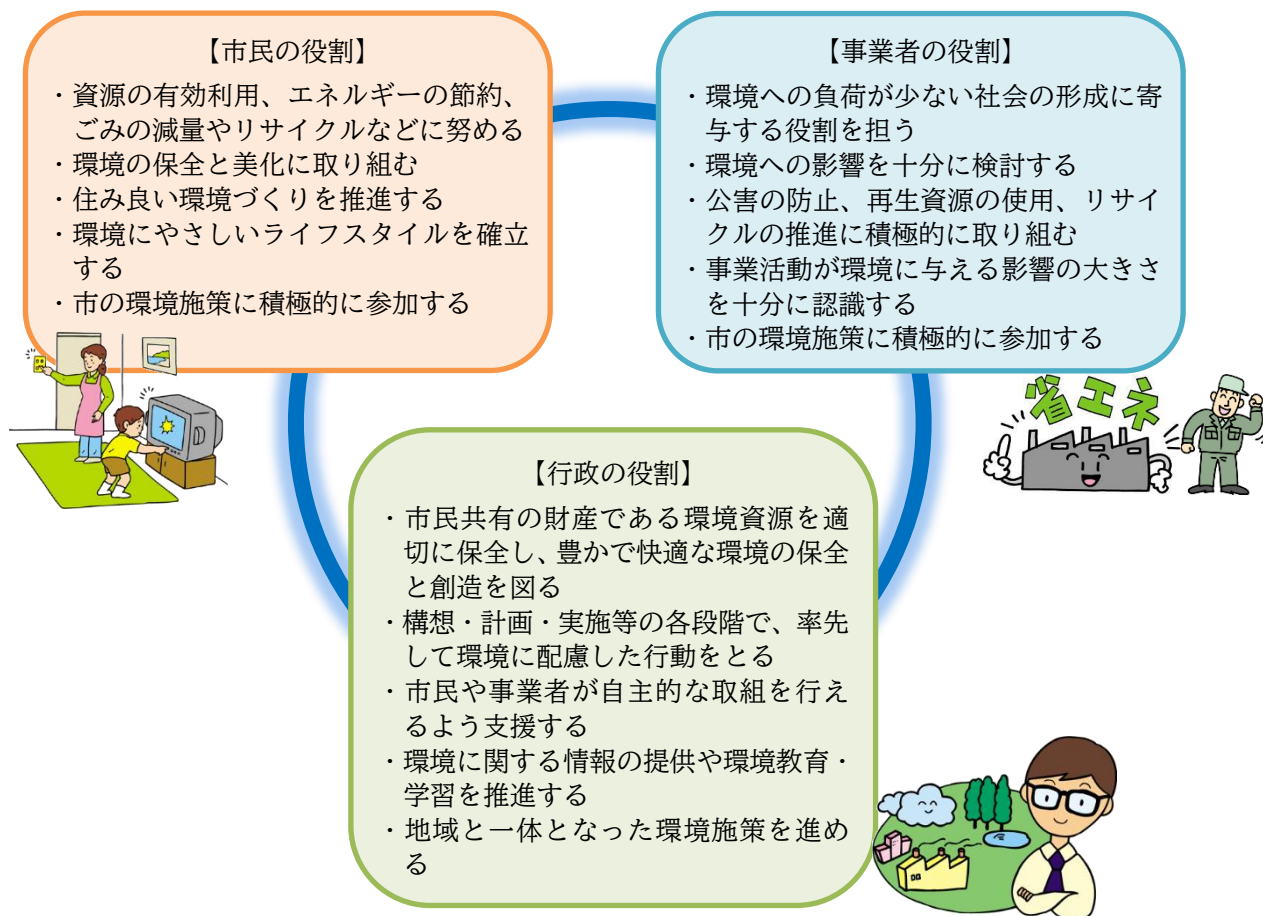
(3) 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

(4) 計画の対象

① 推進主体とその役割

本計画で掲げた基本理念や目標を実現するため、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となり、地域が一体となって連携・協働のもと取り組んでいく必要があります。



地域と一体となって取り組む環境施策

② 対象地域

対象とする地域は坂出市全域とし、自然環境や地球環境などに関する事項については、県や周辺市町などと連携し、広域的に計画を実施することが必要です。

③ 環境の範囲

環境の対象範囲

環境範囲	環 境 要 素
気候変動・脱炭素	気候変動、地球温暖化など
自然環境	自然環境、動植物、公園、景観など
資源循環	一般廃棄物、産業廃棄物など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など
地域の基盤づくり	ひとづくり、教育など

2. 地域概況

本市の地域概況について整理すると、以下の通りとなります。

本市の地域概況

状況	地域概況
自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。 ・土地利用状況は、令和7年1月1日現在、山林が36.5%と最も高く、次いで宅地18.4%、田12.9%、畑10.8%、雑種地6.3%となっており、令和3年と比較すると、宅地が約0.5%増加し、田で0.2%、畑で0.1%減少しています。※1 ・過去30年間の年平均気温は16.7℃、年間降水量は1,150.2mmとなっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。※2 ・本市周辺における近年の気温は上昇傾向にあり、昭和16年(1941年)から令和6年(2024年)の84年の間に約4℃上昇しています。※3
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における人口・世帯数は、平成2年から令和2年にかけて20.7%減少し、世帯数は6.2%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.38人へと0.81人減少しています。※4 ・令和3年の事業所数は2,656箇所、従業者数は28,485人となっており、平成28年当時と比較すると、事業所数は減少(-289箇所)、従業者数も減少(-532人)しています。※5 ・公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。 ・自動車保有台数は、平成12年度以降横ばいで推移している一方、軽自動車は近年減少、また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。※6
環境関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

※1 出典 土地に関する概要調書

※2 出典 気象庁(気温、降水量の平均値)

※3 出典 気象庁(日平均気温の年間の数値)

※4 出典 国勢調査(5年に1度の調査)

※5 出典 経済センサス(5年に1度の調査)

※6 出典 四国運輸局香川運輸支局(自動車保有台数の推移)

3. 環境の現状

本市の環境の現状について整理すると、以下の通りとなります。

環境の現状

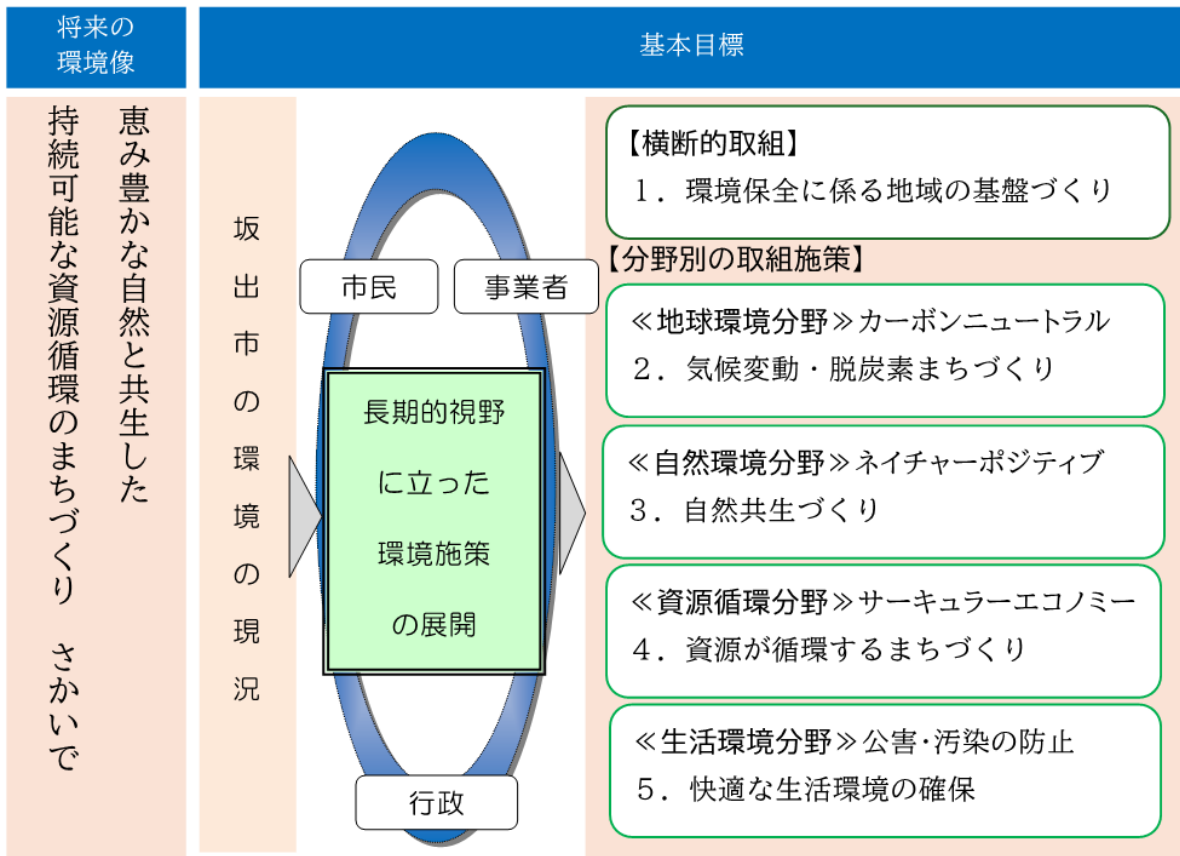
環境要素	環境の現状
気候変動・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により、本市においても土砂災害の発生頻度の増加や線状降水帯による集中豪雨など災害が発生する可能性があります。 ・日本の年平均気温偏差は100年あたり1.40℃の割合で上昇しており、世界の年平均気温偏差の上昇割合である0.77℃よりも高くなっています。 ※1 ・本市の温室効果ガス排出量の推移は、平成25年度以降概ね減少傾向です。 ※2
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、5地区に風致地区として指定しています。 ・都市計画区域内では、工業専用地域が31.8%、準工業地域が22.4%、第1種住居地域が18.1%の順で用途地域として構成されています。 ・国・県・市指定などの文化財は合わせて86件存在します。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・宇多津町との広域ごみ処理施設として「角山環境センター」、資源の再資源化やごみ減量施設として「坂出市リサイクルプラザ」、汚泥の再生処理施設として宇多津町との広域処理施設である「番の州浄園」、最終処分場として「坂出環境センター」があります。 ・本市の令和7年4月末における下水道の整備概要は、事業認可区域665.1haのうち、356.27ha（約53.6%）の整備が完了しています。下水道普及率については66.8%、水洗化率は80.9%となっています。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染については、観測地点において光化学オキシダント以外で環境基準を達成しています。 ・水質汚濁について、海域・河川で調査をしており、令和6年度の測定では河川で測定したBODはすべての測定地点で環境基準を達成しています。また、海域で測定したCODも多くの地点で環境基準を達成しており、環境基準を達成していない2地点においても、小数点以下の超過と環境基準に近い数値となっております。 ・騒音については、環境騒音3地点、自動車騒音3地点、道路交通振動を3地点で測定していますが、一般地域で環境基準を満たし、道路沿道では自動車騒音、道路交通振動ともに要請限度値を下回っています。

※1 出典 気象庁（世界と日本の年平均気温偏差）

※2 出典 環境省（自治体排出量カルテ）

4. 将来の具体的目標

本市の将来の環境像として、「恵み豊かな自然と共生した持続可能な資源循環のまちづくり さかいで」を掲げ、横断的取組と4つの基本目標を設定します。



坂出市の将来の環境像と基本目標

5. 目標実現のための施策

(抜粋しているため、詳細は「計画書本編」を参照。)

1. 【横断的取組】基本目標 1. 環境保全に係る地域の基盤づくり

取組内容 (抜粋)

(1) 環境情報の提供

(2) 環境教育・学習の場の創出

(3) 市民総参加による活動の推進

**2. 【分野別の取組施策】「地球環境分野」カーボンニュートラル
基本目標2. 気候変動・脱炭素まちづくり**

取組内容（抜粋）

- (1) 地球温暖化防止対策の推進強化
- (2) 気候変動による適応策
- (3) オゾン層保護対策の推進強化

**3. 【分野別の取組施策】「自然環境分野」ネイチャーポジティブ
基本目標3. 自然共生づくり**

取組内容（抜粋）

- (1) 豊かな自然環境の創造
- (2) 美しい景観の創造

**4. 【分野別の取組施策】「資源循環分野」サーキュラーエコノミー
基本目標4. 資源が循環するまちづくり**

取組内容（抜粋）

- (1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進

**5. 【分野別の取組施策】「生活環境分野」公害・汚染の防止
基本目標5. 快適な生活環境の確保**

取組内容（抜粋）

- (1) 大気汚染の防止
- (2) 悪臭の防止
- (3) 水質汚濁防止
- (4) 地盤環境の保全
- (5) 土壌汚染の防止
- (6) 騒音・振動対策
- (7) 酸性雨対策の推進強化
- (8) モラル・マナーの向上

6. 計画の推進

本計画を推進するにあたり、環境審議会（学識経験者・市議会議員・民間団体等の構成員・関係行政機関の職員で組織）に対して、本計画の変更や推進に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めていきます。

また、市民・事業者の連携・協力を図り実効性の伴う計画とするために、本市では次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを図っていきます。

- 市民・事業者との意見交換の場づくり
- 環境保全に係る支援体制の強化
- 環境情報システムの整備と活用